

# 計画骨子案（計画の基本的な考え方）

## 1. 計画の基本理念

本市では、平成 17 年度からの「亀山市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画）」の考え方を受け継ぎ、平成 27 年度からの「第 1 期亀山市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年度からの「第 2 期亀山市子ども・子育て支援事業計画」においても『子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま』を基本理念としてきました。

この基本理念は、保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう、地域や行政などのさまざまな主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのないまちをめざすものであり、そうしたまち・亀山で、子どもたちは、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたいていくことを期待するものです。

この間、法制度面においても、本市の施策においても、子育て支援は年々充実してきていると言えるものの、子どもの出生数は減少傾向にある一方で、共働き世帯が増える中で就学前の保育・教育のニーズはますます高まっています。また、全国的には子ども虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもや子育てを取り巻く環境は厳しさを増しているとも言えます。

令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」は、憲法はもちろん、国連「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的に、基本理念や国、県、市の責務などを定めています。この法律を受けて、子どもを権利の主体として位置づけ、その上で保育・教育や子育て支援事業などを進めていく必要があります。

こうした変化の中にもありながらも、これまでの基本理念は子どもの育ち、子育てへの応援という点で普遍的な意味を持ち、さらに「こども基本法」の基本理念にも合致すると考えられることから、第 3 期計画においても引き続き、下記を基本理念として定めることとします。

[基本理念]

子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま

## 2. 計画の基本的な視点

前述のとおり、子どもや子育てを取り巻く環境は刻々と変化し、中には厳しさを増しているものもあります。その中で、子どもの育ちや子育て家庭を支えるために必要な支援も変化していると言えます。

そうした中であっても、基本理念と同様、普遍的に意識すべき視点として、第2期計画に引き続き、次の5つを掲げます。

### 一人ひとりの子どもが大切にされ、健やかに育つ視点

子ども・子育てに関する施策を進めるにあたって、子ども一人ひとりにきちんと向き合い、子どもが大切な存在であることを子どもたち自身に伝わるようにしていきます。このことにより、子ども一人ひとりの人権が守られ、自己肯定感を持って健やかに成長し、将来にわたる幸せにつなげることができると期待しています。

### すべての親が安心して子育てをする視点

子どもの成長を支える上で、親は最も大きな存在となります。子どもを持つことで初めて親となり、子どもの成長とともに親も成長するものだと言えます。親子がともに成長していけるよう、すべての親の子育てを支える意識を持って施策の推進を図ります。

### 地域や社会が子どもと子育てを支える視点

子どもは未来を創造する原動力であり、「地域の宝」とも言われます。子どもは未来の地域社会を支える担い手であるという認識を持ち、地域全体で子どもを見守り、子育て世帯を支えていきます。

### 歴史や自然を子育てに活かす視点

本市には、東海道のまちなみやそれに根差した生活とつながる歴史文化、市域のどこからでも見えて自分たちを見守るように存在する鈴鹿山脈の山並みから続く豊かな自然など、魅力的な地域資源にあふれています。この地で進める子育てが豊かなものとなるよう、これらの資源を最大限に活用しながら施策の推進を図ります。

### 子育て世帯に選ばれる視点

全国的に人口減少が進む中では、子育て世帯に選ばれることで、自治体としての持続性を高めることができます。多様な施策を効果的に進めることによって、まちの魅力を高め、子育て世帯に選ばれるよう、各種施策に取り組めます。

### 3. 基本目標

基本目標の具現化に向けて実施するさまざまな施策を束ねる大綱として、また大きな目標としての意味を併せ持つものとして、第2期計画に引き続き、次の4つの基本目標を掲げます。なお、これらの目標の実現に向けて、「こども家庭センター」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関連部署・機関との連携を図り、取り組みます。

#### 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中において、施設の再編を進めるとともに、保育士等を確保することによって、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を活かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かく切れ目のない保育サービスの提供に努めます。

#### 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が楽しく主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の強化を図ります。

また、地域で園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長を見守りながら、子育て世帯のさまざまな不安を解消することのできる包括的な相談支援体制を構築します。

#### 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを「貧困の連鎖」から救い出し、希望に満ちた明るい未来につなげられるよう、学校等をプラットフォームとして捉え、幅広い支援の充実を図ります。

また、各家庭の経済的な面のみならず、家庭の文化的側面も含めた複合的な課題の解決に向けて、福祉と教育など関係機関の協働・連携を強化し、子どもの権利を尊重しながら、子どもと子育て世帯に寄り添う支援に努めるとともに、親子が孤立することなく安心して暮らしていけるよう、地域における見守り・支援ネットワークの強化を図ります。

#### 4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的な不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期までの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

は制度改正等にもなう新たな事業等を表します。

- こども家庭センターの設置
- 支援につなぐマネジメント (サポートプランの作成)

## 施策の体系

### 基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

- (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化
  - ① 就学前教育・保育施設の再編と整備
  - ② 就学前教育・保育施設の運営体制の強化
- (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践
  - ① 質の高い教育・保育の提供
  - ② 魅力ある教育・保育の充実
  - ③ 保育士・教職員への支援体制の強化
- (3) 多様な保育サービスの提供
  - ① 特別支援教育・障がい児保育体制の強化
  - ② きめ細やかな保育サービスの提供
  - ③ 多様な子育て援助機能の充実

- 乳児等のための支援給付 (こども誰でも通園制度)

### 基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

- (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進
  - ① 配慮を要する子どもとその保護者への支援
  - ② 障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援
- (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり
  - ① 子育て世帯の子育て力の強化支援
  - ② 子育て世帯の交流支援
  - ③ 子育て世帯の孤立の未然防止の取組
- (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実
  - ① 子育て支援のすそ野の拡大
  - ② 子どもの健全育成活動の充実

- 地域子育て相談機関の体制整備

### 基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

- (1) 子どもの人権を守る取り組みの充実
  - ① 児童虐待防止の取り組み
  - ② 課題を抱える子どもに対するきめ細かな支援
  - ③ 子どもの人権を守る意識の醸成
- (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保
  - ① 多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実
  - ② 就学・進学に関する相談体制の充実
  - ③ 家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり
- (3) 自立した生活基盤づくりへの支援
  - ① 生活支援の充実
  - ② 就労に関する支援の充実
  - ③ 食から支える子ども食堂の充実
  - ④ 各種支援制度の周知強化と利用促進

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業

### 基本目標4. 子育ての希望がかなうまち

- (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実
  - ① 妊娠期から始まる親子に対する健康支援の充実
  - ② 安心して子育てのできる意識と健康づくり
  - ③ 出産の希望を支える支援
- (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援
  - ① 親の就労を支える保育サービスの提供
  - ② 放課後を豊かに過ごす居場所づくり
  - ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業

多分野・多職種が協働・連携し包括的に取り組む支援体制の強化

- 重層的支援体制整備事業

